



## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年1月18日

長野県知事 阿部守一

### 1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量  
一般事務用ノートパソコン959台及び周辺機器一式
- (2) 物品等の特質  
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 借入期間  
平成28年7月1日から平成33年6月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
- (4) 借入場所  
入札説明書及び仕様書によります。
- (5) 入札方法

1台1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 借入物品等に関しアフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

### 3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)の等級区分に該当していなければ、入札に参加することができません。

- (1) 申請書の入手先  
次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。  
<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/nyusatusankasikaku.html>

- (2) 申請を行う時期  
随時受け付けます。
- (3) 問い合わせ先  
長野市大字南長野字幅下692番地2  
長野県会計局契約・検査課用品調達係  
電話 026 (235) 7079
- 4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先  
長野市大字南長野字幅下692番地2  
長野県企画振興部情報政策課情報システム係  
電話 026 (235) 7071
- 5 入札手続等
  - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成28年3月1日（火）午後1時30分  
イ 場所 長野県庁 西庁舎2F パソコン実習室
  - (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所  
ア 日時 平成28年2月29日（月）午後3時  
イ 場所 県庁専用郵便番号 380-8570  
長野県企画振興部情報政策課情報システム係
  - (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類を、平成28年2月25日（木）午後5時までに上記4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要書類の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において、説明してください。
  - (5) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
  - (6) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
  - (7) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
  - (8) 契約書作成の要否  
必要とします。
  - (9) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。
- 6 その他
  - (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。
  - (2) 詳細は、入札説明書によります。
- 7 Summary
  - (1) Nature and quantity of the products to be leased:

959 Notebook personal computers with peripherals

(2) Lease Duration:

From July 1, 2016 until June 30, 2021

(3) Delivery places:

As mentioned in the tender description and specification

(4) Contact place for information about the tender;

description / conditions / and other inquiries:

Information Policy Division, Planning and Development Department,

Nagano Prefectural Government

692-2 Aza Habashita Oaza Minaminagano Nagano City

TEL: 026-235-7071 (Contact for inquiries)

(5) Time and place for the tender and bid opening:

Time: 1:30PM March 1, 2016

Place: PC training room, Nagano Prefectural Government West Annex 2F

(6) Time limit for the tender by mail and the delivery location:

Time: 3:00PM February 29, 2016

Place: Information Policy Division, Planning and Development Department,

Nagano Prefectural Government

380-8570 (Exclusive postal code for Nagano Prefectural Government)

情報政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成28年1月18日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール佐久平

佐久市岩村田字水引1420-2 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオンリテール株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
梅本 和典	岡崎 双一

(2) 小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者の氏名
イオンリテール(株)	梅本 和典

(変更後)

名称	代表者の氏名
イオンリテール(株)	岡崎 双一

4 変更した年月日

平成27年2月1日

5 届出年月日

平成27年2月17日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県佐久地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成28年1月18日から平成28年5月18日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県佐久地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成28年1月18日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラ・ムー上田築地店

上田市大字築地字祭之神681-4 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西源

松本市小屋南2-9-25

3 変更した事項

大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
西源上田築地店	ラ・ムー上田築地店

4 変更した年月日

平成27年4月9日

5 届出年月日

平成27年4月9日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県上小地方事務所商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成28年1月18日から平成28年5月18日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県上小地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成28年1月18日

長野県知事 阿部守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

箕輪ショッピングセンター

上伊那郡箕輪町中箕輪9012-3

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオンリテール株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

## 3 変更する事項

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
梅本 和典	岡崎 双一

## (2) 小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者の氏名
イオンリテール(株)	梅本 和典

(変更後)

名称	代表者の氏名
イオンリテール(株)	岡崎 双一

## 4 変更した年月日

平成27年2月1日

## 5 届出年月日

平成27年2月16日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成28年1月18日から平成28年5月18日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成28年1月18日

長野県知事 阿部守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン木曾福島店

木曾郡木曾町福島5398-1

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオンリテール株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

## 3 変更する事項

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
梅本 和典	岡崎 双一

## (2) 小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者の氏名
イオンリテール(株)	梅本 和典

(変更後)

名称	代表者の氏名
イオンリテール(株)	岡崎 双一

## 4 変更した年月日

平成27年2月1日

## 5 届出年月日

平成27年2月16日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県木曾地方事務所商工観光建築課

## 7 縦覧の期間

平成28年1月18日から平成28年5月18日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県木曾地方事務所商工観光建築課

産業政策課サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成28年1月18日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エイデン松本村井店  
松本市芳川小屋964ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

生活協同組合コープながの  
長野市篠ノ井御幣川668

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
コープながの松本村井店	エイデン松本村井店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
古田 好男	上田 均

(3) 小売業を行う者の名称

(変更前)

名称	代表者名	住所
生活協同組合コープながの	古田 好男	長野市篠ノ井御幣川668

(変更後)

名称	代表者名	住所
(株)エディオン	久保 允誉	広島県広島市中区紙屋町2-1-18

4 変更した年月日

平成23年10月17日ほか

5 届出年月日

平成26年12月12日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成28年1月18日から平成28年5月18日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成28年1月18日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニトリ松本高宮店  
松本市高宮東221-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

東京センチュリーリース株式会社  
東京都千代田区神田練堀町3  
アルプスシャツ株式会社  
松本市埋橋1-8-7

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
コジマNEW松本店	ニトリ松本高宮店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前)

名称	住所
東京センチュリーリース(株)	東京都港区浜松町2-4-1

(変更後)

名称	住所
東京センチュリーリース(株)	東京都千代田区神田練堀町3

(3) 小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の住所

(変更前)

名称	代表者名	住所
(株) コジマ	寺崎 悦男	栃木県宇都宮市星が丘2-1-8
(株) バンダイレコード	小日向 義廣	埼玉県所沢市北秋津778-2三巧ビル2階

(変更後)

名称	代表者名	住所
(株) ニトリ	似鳥 昭雄	北海道札幌市北区新琴似七条1-2-39
(株) 玉光堂	小日向 義廣	北海道小樽市花園1-10-5

## 4 変更した年月日

平成24年6月21日ほか

## 5 届出年月日

平成26年12月22日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成28年1月18日から平成28年5月18日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成28年1月18日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

庄内ショッピングタウンA街区  
松本市庄内土地区画整理事業地内12街区

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社アップルランド  
松本市大字今井7155-28  
株式会社綿半ホームエイド  
長野市南長池205  
株式会社シナノポリ  
長野市稲里町田牧1607-5

## 3 変更する事項

小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者名	住所
(株)アップルランド	瀧澤 知峰	松本市大字今井7155-28
(株)綿半ホームエイド	下島 憲秋	長野市南長池205

(変更後)

名称	代表者名	住所
(株)アップルランド	宮原 邦彦	松本市大字今井7155-28
(株)綿半ホームエイド	御堂島 司	長野市南長池205

## 4 変更した年月日

平成20年4月25日ほか

## 5 届出年月日

平成27年3月12日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成28年1月18日から平成28年5月18日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成28年1月18日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

長電ショッピングプラザ  
須坂市馬場町1288

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

長野電鉄株式会社  
長野市権堂町2201

## 3 変更する事項

小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後
梅本 和典	岡崎 双一

4 変更した年月日

平成27年2月1日

5 届出年月日

平成27年2月16日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成28年1月18日から平成28年5月18日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

## 公告

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成26年法律第101号)第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可申請があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該農用地利用配分計画を縦覧に供します。

なお、利害関係人は、当該農用地利用配分計画について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成28年1月18日

長野県知事 阿部 守一

1 縦覧に供する農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
有限会社市川	佐久市大沢1187	佐久市大沢字水沼311ほか81筆
柏木 一芳	佐久市大沢2125	佐久市大沢字上中沢2122-1ほか1筆
木内 功	佐久市大沢2047-1	佐久市大沢字金山久保1758ほか4筆
浅沼 惺	佐久市大沢1198	佐久市大沢字三枚平1259-1ほか1筆
竹内 泰明	佐久市大沢1189-1	佐久市大沢字城下519-1
北村 拓馬	下伊那郡松川町元大島3262-1	下伊那郡松川町大島1558ほか9筆
坪田 晶久	下伊那郡松川町上片桐300-5	下伊那郡松川町上片桐1070-1ほか1筆
小口 茂	安曇野市豊科南穂高4491-2	安曇野市豊科南穂高1781
降旗 喜久男・治喜	安曇野市豊科高家5243	安曇野市豊科高家5538ほか5筆
吉田 保	安曇野市穂高有明7385	安曇野市穂高有明6323-1ほか2筆
松島 望	安曇野市穂高有明1090	安曇野市穂高有明968-1ほか6筆
有限会社細田農産	安曇野市三郷明盛403-1	安曇野市三郷明盛461-1ほか11筆
青木 善茂	松本市梓川倭113-2	安曇野市三郷温157-2
茅野 勝彦	北安曇郡松川村4627-1	安曇野市穂高有明7536-3
和田 昇	北安曇郡松川村4360-13	安曇野市穂高有明7541-28ほか6筆
牛越 信夫	北安曇郡松川村5066-3	安曇野市穂高有明7541-39ほか4筆

小口 道昭	安曇野市豊科南穂高4385-1	安曇野市豊科南穂高1770ほか2筆
曾根原 令起	安曇野市穂高有明1365	安曇野市穂高有明6738-2ほか5筆
有限会社あづみアグリサービス	安曇野市豊科4270-6	安曇野市堀金三田926-1ほか1筆
農事組合法人有明営農組合	安曇野市穂高有明4125	安曇野市穂高有明4303-1ほか4筆
宮下 賢	安曇野市豊科3467-1	安曇野市豊科2800ほか5筆
清沢 美智穂	東筑摩郡朝日村針尾510-2	東筑摩郡朝日村大字古見2113-1ほか1筆
小松 知寛	東筑摩郡筑北村坂井6085	東筑摩郡筑北村坂井字大吉原1642-1
アルプス運輸建設株式会社	松本市大字神林3864-7	東筑摩郡筑北村西条字町ヤシキ1768ほか14筆
農事組合法人野尻湖ふるさと農園	上水内郡信濃町大字野尻898-4	上水内郡信濃町大字野尻字傳九郎新田1574-1ほか9筆
仲俣 孝志	上水内郡飯綱町黒川1643	上水内郡飯綱町大字小玉字土府223ほか6筆
株式会社とざま	飯山市大字中曾根110	飯山市大字寿字長橋1004-2ほか533筆
農事組合法人やなぎはら	飯山市大字旭255	飯山市大字旭字田中684ほか346筆
農事組合法人オー・エス・ケー外様	飯山市大字中曾根110	飯山市大字緑字恵比須685ほか100筆
小嶋 秀典	飯山市大字旭6181-イ	飯山市大字旭字前田6257ほか27筆
今清水 重門	飯山市大字常盤3731	飯山市大字常盤字鋤柄2839ほか30筆
農事組合法人ファームステーション木島	飯山市大字野坂田280	飯山市大字下木島字小樋沖66-1ほか15筆
佐藤 健一	飯山市大字照里2831-2	飯山市大字常盤字堀切3293ほか13筆
中原 義行	飯山市大字常盤3491	飯山市大字常盤字道下3215-1ほか2筆
関 聖二	飯山市大字照里630-1	飯山市大字常盤字鋤柄2863ほか5筆
三ツ野 英二	飯山市大字常盤3590-4	飯山市大字常盤字道上3520-1
万場 喜夫	飯山市大字常盤3220-3	飯山市大字常盤字鋤柄2890ほか3筆
中原 森雄	飯山市大字常盤3190	飯山市大字常盤字鋤柄2858ほか6筆
大原 悦男	下高井郡木島平村大字往郷2177-1	下高井郡木島平村大字往郷字下川原2362ほか1筆
内堀 初	下高井郡木島平村大字往郷2812	下高井郡木島平村大字往郷字部谷沢2693-2ほか4筆
農事組合法人木島平村農業生産組合	下高井郡木島平村大字往郷973-1	下高井郡木島平村大字穂高字萩原4531-1ほか1筆
水上 清治	下高井郡木島平村大字上木島3216-2	下高井郡木島平村大字上木島字池平3219ほか13筆
丸山 勝敏	下高井郡木島平村大字往郷2811	下高井郡木島平村大字往郷字山根2798
田中 正己	下高井郡木島平村大字往郷1391	下高井郡木島平村大字往郷字大塚沖9233

## 2 申請年月日

平成28年1月8日

## 3 縦覧場所

長野県農政部農村振興課

## 4 縦覧期間

平成28年1月18日から平成28年1月31日まで

農村振興課

## 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条第6項において準用する同条第5項の規定により、牟礼都市計画区域を次のように変更します。

平成28年1月18日

長野県知事 阿部 守一

## 1 都市計画区域の名称

飯綱都市計画区域

## 2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

平成25年1月1日現在における長野県上水内郡飯綱町大字普光寺、大字芋川、大字倉井、大字赤塩、大字東柏原及び大字川谷の区域の全部並びに上記の土地の区域に隣接又は介在する公有地

都市・まちづくり課

宮 沢 等 上水内郡信濃町大字平岡1565番地の1  
三 沢 孝 男 上水内郡信濃町大字大井888番地

監 事

就 任

氏 名 住 所

風 間 賢 一 上水内郡信濃町大字柏原360番地2

重 任

氏 名 住 所

松 村 修 上水内郡信濃町大字平岡1655番地の1

退 任

氏 名 住 所

小 林 一 盛 上水内郡信濃町大字柏原2910番地の2

農地整備課

## 公告

信濃町土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成28年1月18日

長野県長野地方事務所長 島田 伸之

理 事

新 任

氏 名 住 所

松 澤 久 吉 上水内郡信濃町大字穂波1495番地

小 林 重 利 上水内郡信濃町大字大井1586番地

中 村 廣 美 上水内郡信濃町大字柏原46番地

原 山 房 男 上水内郡信濃町大字平岡1154番地

太 田 守 上水内郡信濃町大字平岡2032番地の1

山 口 敬 一 上水内郡信濃町大字大井534番地の1

小 林 清 人 上水内郡信濃町大字柏原2091番地

重 任

氏 名 住 所

石 川 広 之 上水内郡信濃町大字柏原2903番地の1

永 原 和 男 上水内郡信濃町大字穂波895番地の1

清 水 寛 国 上水内郡信濃町大字柏原2859番地

羽入田 正 信 上水内郡信濃町大字柏原257番地2

小 林 儀 市 上水内郡信濃町大字柏原2378番地の17

退 任

氏 名 住 所

石 田 正 一 上水内郡信濃町大字穂波1483番地

原 山 美基夫 上水内郡信濃町大字平岡93番地

金 子 與喜治 上水内郡信濃町大字平岡1869番地の4

風 間 賢 一 上水内郡信濃町大字柏原360番地2

小 林 稔 上水内郡信濃町大字柏原2100番地



公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、長野県知事から、平成27年3月12日付けで包括外部監査人岩渕道男氏から提出のあった平成26年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき、次のとおり措置を講じた旨通知がありましたので、同項の規定により、これを公表します。

平成28年1月18日

長野県監査委員 田口敏子  
 同 西沢利雄  
 同 西沢昭子  
 同 清沢英男

- 1 監査の対象となった事件名  
 中小企業振興施策に係る事業の管理について
- 2 措置の内容等

事項	区分	監査の結果等（要旨）	措置等の内容
委託事業費の会計処理について	指摘	<p>地域研究開発促進拠点支援（RSP）事業においては、受託者の資金繰りを補助する目的から委託契約時に委託料の全額を概算払いしており、当該概算払い金については、概算払い時に、全額「委託費」として費用計上している。</p> <p>公益法人会計基準では、発生主義による費用の認識が求められる。当該事業の場合、費用が発生する時期は、研究事業の終了、すなわち研究完了報告及び当該研究報告内容が適正であると認められた時期であり、概算払い時に全額費用処理を行うことは望ましい会計処理ではない。</p> <p>以上より、①概算払い時には、例えば前払金等、資産計上を行い、研究事業終了年度で費用認識を行うよう会計処理を改める必要がある。</p>	<p>今回の指摘を踏まえ、平成26年度分から概算払い時に前払金として資産計上を行い、研究事業終了年度に全額「委託費」として費用計上するよう改めました。</p>
備品の現物照合について	指摘	<p>食品技術部門において平成25年5月に実施された現物照合において、使用状況の確認欄に記載漏れが53件見受けられた。このため、廃棄等適切な処分の検討をすべき資産の把握に漏れが生じているおそれがある。</p> <p>①現物照合実施担当者への実施方法の周知徹底や、財産管理者の確認方法の見直し等により、現物照合における使用状況の確認を徹底する必要がある。</p>	<p>指摘を受けた備品の現物照合については、平成26年9月に改めて照合を行うとともに、備品の状態及び使用状況の確認を行い「備品点検記録（照合表）」の整備をし、既には正措置済みです。</p> <p>なお、今回の指摘を受けて、今後このような事案が発生しないよう組織として財産管理に係る事務処理を確認するとともに、チェック体制の構築を図りました。</p>
ものづくり企業応援事業の有効性について	意見	<p>応募企業数が限定的かつ少数に留まる。また、財政的な支援としては、ものづくり産業応援助成金の助成率加算のみであるが、平成25年度については、当該優先的な支援制度の利用実績がないことから受賞企業にとってメリットのある支援であるか疑問が残る。</p> <p>①県内外に当制度をより積極的にアピールし認知度を高めるとともに、優れた技術力をもつ隠れた県内企業のPRをすることに主眼をおきつつ、受賞による実質的なメリット（財政的な支援）を拡大していく方策を検討すべきである。</p>	<p>財政的な支援ではないものの、海外展示会等では英語版のパンフレットを使用するなど、効果的なPRに努めているほか、平成26年度には、「地域中小企業育成プロジェクト事業の対象（候補）への追加」や、「産業人材カレッジスキルアップ講座受講時の優遇」を支援策に追加するなど、支援の拡充を図っています。また、よりメリットのある支援とすべく、過去の認定企業に対する支援内容の要望調査を行う予定です。</p> <p>なお、これまで市内のホテルを会場に行っていた認定式については、平成27年度は初めての試みとして善光寺平産業フェアでの開催とし、認定式を商談につなげる機会にしたいと考えています。</p> <p>今後とも、県内企業の更なる技術力の向上や販路開拓につながる事業展開を目指し、より効果的なPR方法や支援制度を検討してまいります。</p>

長野県国際戦略のモニタリングについて	意見	<p>国際戦略は大きな方向性を示したものとされ、成果指標は掲げられているが、その具体的な目標値は明示されていない。そのため国際戦略に示された方向性がどの程度進捗又は達成されているのか戦略の中で評価、検討することができない。また、国際戦略で掲げられている各施策がどのように事業と紐つけられているのかも明らかではない。</p> <p>①国際戦略として期待されているものが、どの程度進捗しているのかモニターし、県民に説明するためにも、国際戦略に示される成果指標に対する目標値が一覧でわかる形で明示することが望まれる。また、②評価・モニタリングの結果は、県民に適時適切にディスクローズする必要がある。</p>	<p>①②昨年度の国際戦略推進会議（平成27年3月25日実施）において、包括外部監査の意見と今後の方向性について説明したところです。目標値や評価結果などの明示や公表の方法について、例えばホームページの掲載など、検討してまいります。</p>
海外駐在員事業の成果について	意見	<p>海外駐在員の機能は、情報提供というよりは情報収集の要素が強く、情報提供、海外展開支援といった海外駐在員事業の成果が不明瞭である。</p> <p>①ビジネスに役立つ情報として定期的にニュースレターとして発信するなど、これまで以上に情報発信機能を強化するといった取組も必要と考える。また、②現地駐在員が直接現地におけるビジネスマッチング支援を引き続き強化し、県内企業の海外展開支援をさらに積極的に行う必要がある。</p> <p>海外駐在員は、海外情報提供、海外展開支援のほか、観光政策、ブランディング戦略等、県の様々な政策に関連し、その業務の幅は広い。③業務の幅や専門性を考慮に入れた場合、現状の海外駐在員の体制で果たして十分であろうか。例えば、県職員に加え民間企業において相応の経験を積んだ人材を登用し、それぞれ専門性をもった人材を複数人配置することも部局横断的に検討すべきである。</p>	<p>①情報発信機能を強化する取組については、駐在員とも相談しながら、より効果的な方法について検討しています。</p> <p>②③また、平成27年度から部局横断で開催されている国際関係プロジェクト連絡会議において、海外駐在員の専門性やネットワーク等を周知することにより、効果的な海外展開支援の方法を提供してまいります。</p>
海外駐在員の諸手当に関する規程等の制定について	意見	<p>地方自治法において地方公共団体が支給できる手当の中に在外基本手当等が含まれていないことから、海外駐在員に係る諸手当相当について旅費条例に基づく長期出張旅費として支給している。これは、生活の基盤を現地に移してしまう海外駐在を一時的な海外出張と同様に取り扱っていることとなり、実態に合致していないと考える。</p> <p>①企業の海外展開に合わせ、県としても国際戦略の推進を図る上で、他県の例も参考にしながら、海外駐在員の諸手当に関する規程等の制定を検討する必要がある。</p> <p>また、②平成25年度から上記の支給形態となっているが、現在の支給額が現地の生活水準にあったものとなっているか、民間企業の水準との比較等により今後継続的に検証を行っていく必要がある。</p>	<p>①平成27年7月に開催された全国の海外駐在員事務所を有する都道府県等が会員となっている「海外事務所運営研究会」において議論した他県の状況等を参考に、規程等の制定を検討しています。</p> <p>②また、支給額が現地の生活水準にあったものとなっているか、他県や民間企業等の状況を情報収集しており、継続的に比較検討してまいります。</p>
JETRO（ジェトロ）長野貿易情報センター事業の成果目標について	意見	<p>当事業は、JETROの地域拠点を維持するための、いわば義務的事業の側面も強く、事業改善シートによる事業の評価になじむものなのか、また、事業計画の策定にあたって県はJETROと協議を行っているが、掲げられた成果目標をJETROと共有しているのか疑問である。</p> <p>①県としては、県内ニーズをJETROの事業に反映させていくため継続的なコミュニケーションに努めていく必要がある。②しかしながら、当事業費は義務的経費の側面が強いことを踏まえ、実態に合うように目標設定を適宜見直すこと等を検討すべきである。</p>	<p>①企業ニーズ等を捉えた適時適切な事業実施となるよう事業計画の策定時、成果の報告時等、JETRO長野と定期的な意見交換を行っています。</p> <p>②成果目標は、JETRO長野と協議の上で設定しています。今後も、必要な場合には見直しを行うなど、適切な目標値の設定に努めてまいります。</p>

<p>小規模事業経営支援事業の有効性について</p>	<p>意見</p>	<p>当事業の目的は、商工会・商工会議所への補助を通じて、小規模事業者の振興と安定を図ることにあり、したがって、県の役割は小規模事業者のニーズに応えられるように商工会・商工会議所の活動を支援していくことにあるはずである。この点、成果目標が「巡回・窓口相談」、「講習会等による指導」回数といった指標では、小規模事業者の振興と安定に寄与しているか明らかでない。①単純に回数で評価をしてしまえば、上記の目的を達成できないおそれがあり、例えば、組織率の向上や小規模事業者の満足度等を成果目標値として設定することを検討すべきである。</p> <p>また、商工会連合会においては商工会を取り巻く厳しい状況を考慮し、自ら改革プランを作成し経営支援の「質」の強化を図っている。②こうした取り組みをより一層支援していくのであれば、積極的、先進的な取り組み（例えば、時代のニーズに応じた多様な需要の掘り起こしや、販路拡大に資する取り組みなど）を実施している商工会・商工会議所により多くの補助金を交付する仕組みや、効果的な事業を実施する団体に必要な補助金を交付する仕組みを構築する等、よりインセンティブを与えるような仕組みも検討すべきである。</p> <p>さらに、③小規模事業者の支援に対する県の意向を、商工会及び商工会議所により浸透させていくため、それぞれの県連組織を有効に活用するなどの方策についても、検討する余地があると思われる。</p>	<p>①成果目標については、現在「巡回・窓口相談回数」と「講習会等による指導回数」を成果目標としていますが、商工会・商工会議所が行う小規模事業者に対する支援が、小規模事業者のニーズに応じた支援内容となっているかを評価するため、現在の成果目標に加え、新たな成果目標として「講習会参加者数」を平成28年度から追加することといたしました。</p> <p>②積極的、先進的な取り組みや、効果的な事業を実施する団体などにインセンティブを与えるような仕組みについては、高度専門的な指導を広域的に行うため、商工会議所及び商工会連合会のシニア専門指導員の設置に対し、平成27年度から新たに補助を行うなど、商工団体の先進的な取り組みに対しても支援を行っているところです。今後も、商工団体により小規模事業者のニーズに応じた効果的な取り組みが行われるよう、商工団体の先進的な取組等に対し、積極的に支援してまいります。</p> <p>③県連組織を有効に活用することについては、商工会議所連合会及び商工会連合会に平成27年度から新たにシニア専門指導員を配置するなど、広域的に連携した支援体制の構築に向けた取り組みを支援しているところです。今後も、各県連を通じて商工会及び商工会議所の小規模事業者支援の質の向上が図られるよう取り組んでまいります。</p>
<p>産業集積促進事業の有効性について</p>	<p>意見</p>	<p>平成25年度の企業誘致実績44件のうち、63%超となる28件が再生可能エネルギー固定価格買い取り制度を背景とした太陽光発電施設の立地が占め、また、富士見高原産業団地の貸付も太陽光発電施設に関連するものとなっており、多くの雇用を生み出す実質的な企業誘致に繋がっていない。また、助成制度については、「信州ものづくり産業投資応援条例」により、不動産取得税の免除、助成金の交付を行っているが、他の自治体と比較したところ、減免措置、補助率、限度額ともに平均並みの制度設計となっており、県外企業にとって魅力ある誘致制度となっていないおそれがある。</p> <p>ものづくり産業の振興にとって、産学官の連携が極めて重要である。そのため、①産業集積を企業誘致に限るのではなく、理工系大学や研究機関も対象とすべきである。さらに、②誘致の対象は国内の企業に限る必要はなく、もっと広く世界に視野を向け、海外の最先端企業の研究所等を誘致することも検討すべきである。また、③助成制度についても、助成金の拡充のみならず、例えば、法人事業税等の一定期間の減免等、他の自治体よりも魅力的な制度を検討し、初期投資に係る企業の負担軽減を図ることが必要である。</p>	<p>太陽光発電を除く企業誘致実績については、平成25年が16件、26年が29件という状況です。地域雇用の確保のため、工場及び研究所等の誘致を進めたいと考えています。</p> <p>①研究機関の誘致については、地方創生の一環として政府関係機関の誘致について検討しています。なお、企業の研究所については、過去10年における県内立地件数が11件で全国第3位となっています。今後も積極的に誘致をしていきます。理工系大学については、信州大学が飯田市に新たな大学院講座の設置を計画しており、県としても支援について検討してまいります。</p> <p>②海外企業については、JETRO等と連携して情報収集に取り組んでまいります。</p> <p>③助成金に関しては、リースによる整備も対象に含めるなど、制度の拡充を実施する予定です。また、地域再生法に基づき新たに取り組む本社等の誘致においては、法人事業税等の地方税の減税幅を他県より大きくする予定です。なお、近年、ものづくり産業応援助成金の申請件数が増加（リーマンショック以前に回復）する傾向にあり、予算額が増加していることから、全体的な見直しも必要と考えています。また、助成金の額だけにこだわらず、恵まれた自然環境等の長野県の魅力をPRし、誘致を進めたいと考えています。</p>
<p>県内交通環境の転換に応じた産業振興施策の検討について</p>	<p>意見</p>	<p>交通環境が大きく転換する状況下で産業政策関連事業に大きな変化は感じられない。</p> <p>①交通環境の転換期に長野県の立地の優位性を活かす産業振興施策を検討し、適時に実施することを検討すべきである。企業誘致については、企業の進出に対する誘引（税制優遇、自然災害に対するリスク分散、交通の利便性など）を十分検討し、時期を逸しないことが重要と考える。</p>	<p>平成39年に開通予定のリニア中央新幹線により、新駅が設置される飯田市及び周辺地域への人の流入が期待されています。また、周辺道路の整備も行われ、住環境も整備されるものと思われれます。加えて、北陸新幹線も金沢まで延伸し、立地条件も向上しており、これらに合わせ、新たに本社等の新規立地を推進するとともに、研究所やICT産業に対する既存の助成制度を充実させることで、ニーズに対応したいと考えています。</p>

ものづくり産業応援助成金の制度設計について	意見	<p>助成金の交付申請にあたって、助成金の支払いは投資後のタイミングとなっている。このため、制度利用のために事前の財源確保が必要な状況となっており、企業にとって負担が大きく、利用しにくい制度となっている。また、交付決定及び助成金額確定にあたって、リースを利用して導入した生産設備については対象外とされていた。</p> <p>①リース利用等による設備導入にも助成制度の適用を可能とし、より幅広い資金調達手段に対応した制度構築を検討することが望まれる。</p>	<p>リースによる導入設備については、助成対象に含めるよう制度改正を実施する予定です。まずは、リースに対する助成に対してニーズが高い研究所に係る要件を拡大し、県内への新規立地に結び付くことを期待します。</p> <p>なお、交付時期については、投資や雇用の実績に対して助成するものであるため、助成要件の履行前に支払うことは考えていません。</p>
高度化資金延滞先残高への対応について	意見	<p>高度化資金延滞先残高について、その回収状況から残高の大半は回収が困難であるものと考えられる。十分な回収が期待できない状況で回収を継続することは、多大な工数を割くことになり費用対効果を考慮すると事務費発生に伴う督促、回収について経済合理性が認められない。</p> <p>したがって、①サービサーへの債権譲渡ないし不納欠損を検討することが望まれる。</p>	<p>高度化資金の延滞債権につきましては、借受企業が破綻又は解散しており、主として連帯保証人に返済を求めているところですが、返済が可能な者については、引き続き返済を求めています。</p> <p>一方、費用対効果を考慮し、回収が困難なケースや延滞額に比べ少額の回収しか見込めないケースにつきましては、今後債権譲渡の可能性を検討し、適切に対応してまいります。</p> <p>また、返済が見込めないケースにつきましては、従来においても不納欠損を行っており、今後とも連帯保証人及びその相続人が支払能力を失った場合や、相続放棄により返済先がいなくなった場合には、回収を中止し、不納欠損処理を行ってまいります。</p>
中小企業融資制度資金にかかる預託金額の算定に関する内部統制について	意見	<p>預託金額の算定について具体的な算定作業・手順の内容を示すマニュアルとして「預託金積算手順書」が整備されている。一方で、算定において上席者がポイントをチェックするといった検証体制は手順書に規定されていない。預託金額の計算には複雑な算定過程を要し、算定された預託金額に基づき多額の資金移動が発生するため、誤謬等が発生するリスクは高く、また、その場合の影響は大きい。</p> <p>①預託金算定におけるチェックポイントを明確にし、上席者がチェックポイントを確認することにより計算の正確性が保証される仕組みを取り入れるべきである。</p>	<p>中小企業融資制度資金にかかる預託金額の算定については、手順書の他に、上席者がポイントをチェックできるようチェックリストを作成中であり、平成28年4月預託においては、そのチェックリストを用いての確認を行うことで、計算の正確性が保証されるようにします。</p>
信用保証協会の内部留保金の有効活用について	意見	<p>昭和63年度以降、最も多額の年間の代位弁済額は158億円(平成21年度)であり、この額を想定しても信用保証制度を考慮すれば保証協会が被る損失額の実負担額は約50億円程度である。平成26年3月末の正味財産611億円はこの実負担額の12年分ほどの留保額となっている。責任準備金積み立ての十分性、保証債務残高に対する正味財産残高の状況、過去の代位弁済実績、責任共有制度を前提としたリスク負担の状況、年々正味財産残高が増加している傾向等から、内部留保金が将来の代位弁済への備えや経営不安定時に備えるためのものと考えれば、内部留保の金額規模の妥当性について検討の余地があるものと考えられる。</p> <p>①内部留保金の保有目的を再確認し、その目的のための必要額の水準を検討して公的な機関として過度な内部留保とならない様、県担当部局と連携して各種事業を企画実施し、財産の更なる有効活用を検討することが望まれる。</p>	<p>内部留保金につきましては、信用保証協会の自主性に配慮する必要があると認識しています。そのため、県と信用保証協会が連携し、過度な内部留保とならないよう、新たな保証制度創設の検討のほか、中小企業の経営支援のための協会独自の事業の新設・拡充を企画・実施していきます。平成27年度においては、保証協会の利用実績がない中小企業の経営安定・事業発展を支援する「新規応援保証」の利用回数制限及び利用限度額の撤廃や、国の「経営支援強化促進事業」を活用し、経営改善が必要な中小企業を訪問して改善を促したところです。今後も、県、信用保証協会、金融機関等が連携の上、新たな事業を検討・実施してまいります。</p>
中小企業会計割引制度にかかる提出書類の確認について	意見	<p>中小企業会計割引制度の適用にあたって、「『中小企業の会計に関する基本要領』の適用に関するチェックリスト」を提出書類の一つとしているものの、この記載内容について信用保証協会では特段確認することを業務としていない。この点、中小企業庁の「信用保証料率の割引制度の概要」によれば、信用保証協会にもチェックリストの記載内容について一定の判断が求められているものと考えられる。</p> <p>①信用保証協会においてチェックリストに記載の項目を詳細に確認することは困難であるものと思われるが、「チェックリストに事実と異なる記載がある場合の措置」への対応や、制度趣旨の観点から、チェックリストの記載内容についてどの程度深く確認し、その結果をどのように整理すべきかについて、全国信用保証協会連合会に照会するなどして、対応を検討することが望まれる。</p>	<p>中小企業会計割引制度については、中小企業庁が政策として中小企業の会計の質を向上させる目的で進めていた「中小企業の会計に関する指針」の普及に協力する観点から設けられたものであり、保証協会はその趣旨に沿って適切に運用しています。</p> <p>「チェックリストに事実と異なる記載がある場合の措置」への対応につきましては、全国信用保証協会連合会に照会した結果をふまえ、決算書を含めた独自の分析帳票類を慎重に確認し、事実と異なる記載がある場合は、同連合会が定めた全国統一の運用基準に基づき、適切に対応してまいります。</p>

見直しを検討すべき事業について	意見	<p>時代の変化に伴い、企業活動やスタイルも変化してきているにも関わらず、従来からの取組みを継続し続けることは、企業ニーズとのミスマッチを生じかねない。</p> <p>①発注開拓調査については、例えばWEBによる調査等、回答機会の拡大を図りつつ、また、回答者に一定のインセンティブを与える等、その回答率を向上させるための方策を検討することが必要である。また、②近年インターネットによる直接取引(いわゆるBtoB)が進んでいる現状からもそのニーズに的確に応える必要があり、例えば、中小企業支援センター独自にマッチングサイトを立ち上げる等、新たな取り組みを検討する必要がある。</p>	<p>①発注開拓調査の回答率の向上については、名刺交換した展示会の本県のブースへの来場者当人や、発注開拓推進員が直接面談した相手方企業の担当者あてに直接郵送するなど回答率の向上を図ります。</p> <p>②平成27年4月から中小企業振興センターのホームページ上にマッチングサイトを立ち上げ、受注企業及び発注企業からの登録受付を開始しました。</p>
中小企業海外・国内販路開拓助成金の制度設計について	意見	<p>当事業は、事業者自らが出展したい展示会に対する出展費用の助成であり、事業者ニーズにあった助成であることから、成果に繋がっているものと考えられる。しかしながら、多数の申込みに対し限られた予算で助成を行うため、1社あたりの助成金額をある程度抑えた形で広く助成を行うといった対応をとっている。また、要綱で規定されている範囲内であるが、同一企業に複数回助成を行うことは企業の自立を促すことに必ずしもつながらないおそれがある。</p> <p>①予算規模を拡大し、助成率の引き上げや、より幅広い企業に助成を行うことを検討すべきである。また、②展示商談会という性質を鑑みるに一定程度の出展回数は必要であるかもしれないが、無制限にこれを認めるわけではなく、必要に応じ助成回数に制限を設けることで、企業自身による出展を促す仕組みの構築を検討すべきである。</p>	<p>ここ数年、事業者からの申請額が予算額を上回っており、満額の助成が出来ていない状態が続いています。より多くの事業者者に利用していただけるよう、予算の増額要求をするとともに、企業の自立を促す観点から、助成回数の制限を検討してまいります。</p>
技術提案型商談会事業における参加企業の拡大について	意見	<p>本来県内のより幅広い企業に提案の機会が与えられるべきであるところ、提案型ということもあり敷居が高い側面もあるためか、参加企業がある程度固定化してきている状況にある。</p> <p>①幅広く提案の機会を与えるためにも、成約に至った案件で特徴的なケースを成功事例として整理し、県内事業者へ情報提供を行うこと、また、②当事業のメリットや有用性を的確にアナウンスし、参加企業の拡大に繋げる努力が必要である。</p>	<p>①企業の経営情報に関わる部分もあることから、情報の内容を精査しつつ公開可能性を充分吟味して、公開可能な成果についてはセンターホームページ上で公開します。</p> <p>②参加企業の拡大にむけて、対象となりそうな業種へ積極的に働きかけたり、事業の有効性を強調するなどの工夫により参加企業が拡大するよう、ソーシャルメディア等を活用しアナウンスしてまいります。</p>
地域産業活性化基金事業にかかる助成対象案件のモニタリングについて	意見	<p>当事業が開始された平成21年度以降に助成対象となったすべての案件について、収益納付が生じていない。事業計画の精査及び事業の進捗状況のモニタリングが行われていない点、助成事業者から提出される収益情報の検証が不十分である点、事業の目標が助成金交付件数となっている点に課題がみられる。</p> <p>①助成事業者から提出された事業計画の合理性を検討し将来性がある事業なのかどうかを見極め、②事業の実施状況を適切にモニタリングし、マーケティング支援等、中小企業振興センターとして支援可能なものについては他の事業と並行して実施すべきである。</p> <p>また、③何が助成対象事業の成果となるのか、助成対象事業者と収益額の定義を事前に確認し、④事業計画上も収益額を明確にし、実績との比較を行うことで上記モニタリング、支援に的確につなげられるよう改善すべきである。</p> <p>事業の目標は助成件数ではなく、助成した事業が当初の期待どおりの成果があげられているかどうか、ひいては、付加価値の増加に繋がったかどうかにあるはずである。⑤その意味においては、例えば、当初の事業計画を上回って推移した事案件数、収益納付件数等を目標値として定めることも検討すべきである。</p>	<p>①現行の審査会において、生産技術、販売、経営の専門家や行政の委員により事業計画を審査していますが、今後は、さらに専門家派遣事業等を活用して、採択企業の計画実施を支援してまいります。</p> <p>②事業終了後においても、従来から行っている販売実績等の調査に加えて、中小企業枠の助成事業者に対してアンケートにより支援ニーズを把握の上、「よろず支援拠点」と連携して、企業訪問等を通じた経営課題への助言や新たな支援施策の活用などのフォローアップ支援を行ってまいります。</p> <p>③④収益額については国と同じ定義を採用しており、事業開始前の段階で、助成事業者に対して、その算出に必要な数値が含まれている報告書の記載方法について丁寧な説明に努めてまいります。</p> <p>⑤本事業は営業利益の向上のみを目的とするものではなく、企業の新事業・新商品開発力の向上なども促進していきます。付加価値額の増加について、基金創設の事業計画の中で5年後の目標を定めていますが、中小企業振興センターにおいて各年度における適切な目標を検討してまいります。</p>

中小企業振興センターの人員体制について	意見	<p>推進員等による受発注開拓は、「マッチング支援」の根幹をなす重要な事業であり、継続的な事業運営を担保する必要がある。そのためにも、組織として長期的にノウハウを維持する体制が必要不可欠となる。</p> <p>①例えば、推進員等をプロパー採用し若年化を図るとともに、長期的な目線で内部育成やノウハウの伝承を行っていくことも必要である。また、②人材採用方法についても、受発注開拓、展示会への出展、経営支援等を通じて得た情報等を活用し、有効な事業運営にとってより最適な人材を積極的に採用していくことが望まれる。</p>	<p>①平成26年度末に職員全員が、個別企業の支援状況やノウハウ・ポイント等を整理した引継書を兼ねた業務報告書を作成（以後毎年度作成）するとともに、27年度当初から任期付き職員をプロパー職員に採用するなどノウハウが継承されるように対応しました。</p> <p>②最適な人材の採用については、予算措置も伴うことではありますが、報酬体系の見直し等を検討してまいります。</p>
推進員の連携体制について	意見	<p>受発注取引推進は、極めて専門性が高い業務であるとともに、企業の関心事、技術、設備に関する最新動向等、常に鮮度の高い情報の収集が必要であり、常時、企業と接する機会のある各受発注取引推進員や発注開拓推進員間の連携が課題となる。</p> <p>①各受発注取引推進員や発注開拓推進員間の連携を一層促進し、実効性をより向上させるためにも、定期的に直接情報や意見交換を行う場や、ICT等情報機器を利用してより適時に情報共有できる機会を設けることが必要である。</p>	<p>①推進員等が企業訪問により収集した情報をネットワーク上で相互閲覧できるシステムを活用するほか、地域企業の状況や景気動向を毎月とりまとめて、関係職員に配信するなど情報を共有するよう対応しました。</p> <p>今後、情報内容をより充実させることを検討しています。</p>
中小企業振興センターの運営財源について	意見	<p>企業のニーズを的確に捉え、機動性や独特色のある政策を打ち出し、産業振興戦略プランを着実に実現していくためには、一定の自主財源確保が必要となるが、現状の仕組みでは自主財源の十分な確保は困難な状況にある。</p> <p>対応策としては、①企業等から取引成立などの成果に応じた追加の分担金ないし負担金を収受し新たな財源とすることも考えられる。例えば、受発注取引の推進であれば、単にあっせん・紹介に終始するのではなく、取引成立のための様々な障害（単価が折り合わない、技術的条件が適合しない等）を取り除くためのコンサルティング機能を発揮する等付加価値の提供に努めることでコスト見合いの報酬を受領するといった取組などが考えられる。</p> <p>また、②県の中小企業振興施策の主要な実施主体として期待されているのであれば、組織の在り方、人材や運営財源の確保、実施する事業の内容等について今後検討していく必要がある。</p>	<p>①センターが支援対象としている企業は小規模な企業であり、経営も厳しい状況にある場合が多いこと、また、「公益財団法人」としてのセンターの役割などを十分勘案した上で負担金の徴収についても慎重に検討してまいります。</p> <p>②公益財団法人としての役割、中小企業の皆さんの要望・意向及び県としての方針等に沿って検討、整理してまいります。</p>
事業評価方法について	意見	<p>中小企業振興センターにおいては、過年度より実績値が目標値を大幅に上回っている事業が多いが、目標値の設定がほとんど見直されていないため、目標設定水準については適切な負荷がかけられたものであるのか疑問である。また、これらの目標を達成することが、県内中小企業の発展ひいては中小企業振興センターの目的とする長野県経済の活性化と雇用創出にどのように繋がっているのかが見えずらう。</p> <p>①マーケティング支援事業であれば、例えば、実際の取引成約件数や成約金額等、新事業創出・経営革新等事業であれば、例えば、専門家を派遣したことによる課題解決件数や満足度調査結果、助成したことによる新商品開発等に伴う経済効果等、目標値を成果目標値（いわゆるアウトカム指標）として設定することを検討すべきである。</p> <p>また、②目標値は過去の実績に基づき設定しているが、毎期見直しを行い、目標管理に資するよう設定すべきである。</p>	<p>①展示会への出展やマッチングにより取引が成立しない場合であっても、その過程で別の企業の技術力や相手企業のニーズとの乖離に触れることなどにより、企業の技術力や販路開拓のステップアップにつながることも成果と考えられますので、課題解決件数や満足度調査等も含めて有効な指標について検討してまいります。</p> <p>②常に、成約数や売上等は把握し、センターの事業運営に反映していますが、目標値についても適宜見直しを実施してまいります。</p>
企業からの意見募集について	意見	<p>現状では企業ニーズは、推進員等による日々の経営相談、展示会出展企業に対するアンケート調査により捕捉されているとの説明であるが、ニーズの汲み上げ対象としては範囲が限定されていることから、事業展開がニーズと乖離するリスクがある。</p> <p>①中小企業振興センターの支援対象となる県内の中小企業に対してアンケート調査を行う等、より広くニーズを汲み上げ、事業展開に活かす取り組みを検討すべきである。</p>	<p>①センターでは企業のあらゆる相談に一元的に対応していることから、企業ニーズを幅広く把握しているところですが、今後もセンターの運営会議や産業支援ネット会議などで情報収集に努めるほか、センターホームページ上においても広く情報収集する方法を検討してまいります。</p>

<p>基本財産受取利息の計上区分について</p>	<p>意見</p>	<p>基本財産として定めている投資有価証券のうち、償却原価法を適用している銘柄にかかる償却額及び受取利息相当額について、正味財産増減計算書上の指定正味財産増減の部(③基本財産運用益)に計上したうえで、一般正味財産の部へ振替える会計処理を行っている。しかしながら、当該投資有価証券は「指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた有価証券」ではなく、寄付金として受け入れた現金及び預金によって購入した有価証券に該当するため、公益法人会計基準の注解(注11)に規定される有価証券には該当しない。</p> <p>①本来であれば、上記の償却額及び受取利息相当額については、正味財産増減計算書上の一般正味財産の部(基本財産運用益)に計上すればよいことになり、会計処理方法を修正する必要がある。</p>	<p>平成27年度決算に向け、テクノ財団監事と会計事務所を交えて計上の仕方を含めた対応策を検討しています。</p>
<p>テクノ財団の事業運営にかかる財源について</p>	<p>意見</p>	<p>今後も継続的に中小企業支援策を推進していくためには、補助金等交付が実施される前段階における、国の公募制度に申請するまでの支援が重要になる。そのためには、自主財源の確保が課題となるが、現状においては、ア「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」により派遣職員に関して県が負担できない諸手当については財団が負担しなければならない点、イ基金の運用先が限定的であり運用益による自己収入の確保が困難である点といった課題がみられる。</p> <p>①テクノ財団の方向性について現状維持なのか拡大させていく方針なのか、県としてのスタンスを明確にする必要がある。その上で、テクノ財団による上記のような取組をより強力に推進していくのであれば、自主財源の確保の方向性を含め検討する必要がある。</p> <p>②アについては、組織の在り方、人材や運営財源の確保、実施する事業の内容等について今後検討していく必要がある。</p> <p>③イについては、こうした自己収入の減少に合わせ、県から財団に対する補助金の増加を検討する必要がある。また、④元本保証されているなど元本毀損リスクの少ない仕組債なども、適切なヘッジ効果を検討するとともに、投資比率を一定の水準以下に抑える等、リスクを最小限に抑えるための適切な管理体制を構築することを前提に、ある程度資金運用の多様性をテクノ財団に認めていくことも検討すべきである。</p>	<p>平成27年度、財団内にワーキンググループが設置され、県担当者も加わり、財団の方向性、運営財源確保(基金運用・県補助金等)、組織のあり方等を検討しています。</p> <p>平成23年度に実施された包括外部監査の指摘や、24年度に設置した外郭団体等検討委員会での議論も踏まえ、25年2月に長野県出資等外郭団体「改革基本方針」を改訂しました。この中で、資金運用に当たっては、県に準じた公金取扱方針を定めるなど慎重な取扱いをすることとし、新たな仕組債は購入しないなど適正なリスク管理に努めることや、元本保証のないものについては、市場動向に留意しつつ、額面を回復してきた段階で売却を検討することを位置付けました。</p> <p>県出資等外郭団体の経営が著しく悪化した場合には、県財政に大きな影響を及ぼすことから、引き続き、資金運用に当たっては、慎重な取扱いがなされるよう団体に求めてまいります。</p>
<p>職員のモチベーション向上策について</p>	<p>意見</p>	<p>技術革新が激しい現在では技術職員は工技センターの研究業務に従事するだけでなく様々なかたちでの研鑽が必要であり、研究力・技術力の向上には高い動機づけが必要である。高い動機づけがない場合には研究力・技術力の高い技術職員が流出し、工技センターの研究力・技術力が低下することも考えられる。</p> <p>①優秀な研究・支援を行った職員を表彰する制度を工技センターで導入するなど、技術職員が高い研究力・技術力を維持・向上するための動機づけとなる方策を実施すべきである。</p>	<p>優秀な研究や支援を行った職員については、全国規模の支援機関等が実施する表彰制度に積極的に推薦することとしています。平成27年度(9月現在)は1名の職員が受賞しましたので工技センターホームページに掲載しモチベーションの向上に引き続き努めています。</p> <p>なお、職員の希望を尊重し大学・国研究機関等へ研修派遣することにより、研究力・技術力の維持・向上にも努めています。</p>
<p>技術相談内容の分析及び有効活用について</p>	<p>意見</p>	<p>工技センターは技術相談、依頼試験、施設利用(機器貸付)等の内容をデータベース化した技術相談入力システムを構築しているものの、課題・業務の検討のための当システムのデータの分析が行われていないため、同センターの運営にこれらのデータが十分に活かされていない。</p> <p>①工技センターは技術相談入力システムのデータの分析を行うなど、同センターが取り組むべき課題・業務を検討することができるよう、同システムを有効に活用すべきである。</p>	<p>工技センターでは、特別研究や研究開発型企業育成事業等の主要事業の効果を把握するために、技術相談入力システムを活用し、企業の利用状況等を分析しています。</p> <p>また、平成27年4月に食品技術部門に設置した「しあわせ信州食品開発センター」では、利用者や相談内容のデータを分析し、企業の製品化支援に活用しています。</p> <p>他の事業においてもデータ分析を行うことにより、今後取り組むべき課題や業務を検討してまいります。</p>

施設利用（機器貸付）に関する貸付要領等の提示の必要性について	意見	<p>工技センターの施設を利用させる場合、貸付契約を取り交わしたり、機器貸付に関する貸付要領等を用意し、その貸付要領等を利用者に関連させたりはしていない。</p> <p>現状では、機器の利用により利用者が傷害を負った場合や利用者が機器を毀損したりした際の責任の所在が不明確となり、前者の場合は工技センターが過大な負担をしいられ、後者の場合は利用者に損害賠償を求めることが困難になることが考えられる。</p> <p>①機器貸付にあたり機器貸付に関する貸付要領等を用意し、利用者に関連させることで、機器の利用により利用者が傷害を負った場合や利用者が機器を毀損した場合の責任の所在を明らかにすべきである。</p>	<p>工業技術総合センター機械器具等使用要領（改正時に名称変更）については、平成27年4月1日付けで改正し、機器利用における責任の所在を明記しました。</p> <p>なお、利用者に対する説明を十分に行い、理解が深まるよう引き続き努めてまいります。</p>
特許権の有効利用について	意見	<p>特許権の出願・登録は研究成果を不当に工技センターや共同研究の相手である企業等以外に利用されることを防止するために行われているが、例えば、共同研究の相手先が研究成果を事業に活用していない場合には特許が有効に利用されていないことになる。</p> <p>①共同研究の相手先が研究成果を事業に活用していない場合には他の企業や大学、研究機関等に特許権をライセンスするなど、工技センターが保有している特許の有効利用を最大限はかるべきである。</p>	<p>当所が単独で所有している特許権については、業務報告書に記載しホームページにも掲載しており、企業の希望に応じた利用が可能です。</p> <p>企業と共同で所有する特許権については、共同出願企業の意向に基づいて第三者への利用を判断しています。また、第三者利用が促進されるよう、共同研究相手への無償貸与の条件緩和を国へ要望する等、利用促進に努めています。</p>
地域資源製品開発支援事業による製品等のモニタリングについて	意見	<p>製品化による売上が把握できない状況では、地域資源製品開発支援センター事業が中小企業等の振興に寄与しているかを判断することはできない。</p> <p>①地域資源製品開発支援センター事業により製品化に至ったケースについて継続的に売上数量・金額を網羅的に把握し、売上数量・金額が当初の目標を達成しているかを把握すべきである。そのためには、工技センターが中小企業等に支援事業を行う際に継続的な売上数量・金額の報告を義務付ける仕組みなどを検討すべきである。</p>	<p>地域資源製品開発支援センター事業については、平成27年4月1日付けで「新製品開発推進事業実施要領」を改正し、商品化に至った場合には売上数量・金額等の調査を実施することとしました。</p> <p>事業が中小企業等の振興に寄与しているか判断できるよう、引き続き努めてまいります。</p>
6次産業化における他部局との連携について	意見	<p>農商工連携・6次産業化を推進するためには1次産業である農業との連携が必要である。しかし、工技センターはこれまで2次産業（工業）に従事する企業を対象としており、必ずしも1次産業である農業との連携は強くないため、連携を強化する必要がある。</p> <p>①1次産業である農業との連携を強化するためには工技センターと農政部との連携を強めるべきであり、例えば、農政部から同センターへの職員の派遣等の取り組みを検討すべきである。</p>	<p>農政部との連携については、平成27年4月に当所食品技術部門に設置した「しあわせ信州食品開発センター」を活用した事業（農業改良普及センター職員研修等）を通じて実施しています。</p> <p>また、同月に設立した「しあわせ信州食品産業応援隊」を活用し他部や他機関との連携をさらに強め、農商工連携や6次産業化を推進してまいります。</p>
設備の利用促進について	意見	<p>利用見込み（目標）を大きく下回ったまま状況が改善されない施設も一部存在していることから、施設が有効に利用されていないおそれがある。</p> <p>①特に利用状況が見込みよりも大幅に低下しているような施設については、導入時における検討結果を再確認のうえ原因を適切に把握し、より積極的な利用促進を図る必要がある。</p>	<p>設備の利用状況については、毎月2回開催する工業技術総合センター経営委員会（業務を適切かつ効果的に遂行するための検討・協議）で毎月報告・検証し、利用の少ない設備は利用の可能性のある企業訪問や講習会等を行うことを決定しています。</p> <p>平成26年度後半から実施している企業訪問等を通じ27年度から利用が進んだ設備があることから、引き続き利用促進に努めてまいります。</p>
設備貸付使用料について	意見	<p>施設利用料を、減価償却費、人件費、経費の合計額を、最大操業度で割った金額として、保有するすべての施設について一律に算定している。低廉なコストで施設利用を行えることは利用企業にとってはメリットとなる一方、現状の料金水準であっても保守費用はある程度賄われているものの新規の施設購入資金としては明らかに不足している。また、県の重点施策に合致した研究開発を促すという観点からも、すべての施設について一律の算定方法とすることが、必ずしも合理的でないおそれがある。</p> <p>①財源に配慮しつつ県の重点施策を後押しするためにも、利用料算定にあたっては、例えば、過去の類似施設の利用実績の分析結果を反映した料金設定といった対応を取ることや、県の重点施策に関する施設は低価格とするといったカテゴリーに基づく料金設定を導入することを検討すべきである。</p>	<p>施設利用料及び依頼試験手数料の料金設定を検討するため、平成27年7月に全国の都道府県に対し手数料調査を実施したところです。今後、集計結果を参考として料金算定の方法等見直しを検討してまいります。</p>



## 公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成28年1月18日

長野県安曇野建設事務所長 下里 巖

## 1 落札に係る役務及び予定数量

## (1) 役務

平成28年度犀川安曇野流域下水道汚泥処分業務

## (2) 予定数量

消化脱水汚泥 3,800トン

## 2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地

(1) 名称 長野県安曇野建設事務所 総務課

(2) 所在地 安曇野市豊科4960-1

## 3 落札者を決定した日

平成27年12月9日

## 4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 明星セメント株式会社 糸魚川工場

(2) 所在地 新潟県糸魚川市上刈7丁目1番1号

## 5 落札金額

1トン当たりの単価 16,308円

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 入札公告を行った日

平成27年10月26日

生活排水課